

会則条項の追加及び条文の一部変更の件

会則第41条（会則の変更）に基づき、次のとおり会則条項の追加及び条文の一部変更を提案します。

（ —— 部分は変更箇所を示す）

新 会 則	旧 会 則
<p>第34条（経営委員会）</p> <p>4.（活動部会）</p> <p>当委員会に次の活動部会を置き、組織体は別に定める。<u>なお、活動部会は必要に応じて理事会の承認を得て設置することができる。</u></p>	<p>第34条（経営委員会）</p> <p>4.（活動部会）</p> <p>当委員会に次の活動部会を置き、組織体は別に定める。</p>
<p>第35条（安全衛生環境防災委員会）</p> <p>3.（活動部会）</p> <p>当委員会に次の活動部会を置き、組織体は別に定める。<u>なお、活動部会は必要に応じて理事会の承認を得て設置することができる。</u></p>	<p>第35条（安全衛生環境防災委員会）</p> <p>3.（活動部会）</p> <p>当委員会に次の活動部会を置き、組織体は別に定める。</p>
<p>第34条（経営委員会）</p> <p>4.（活動部会）</p> <p>（1）<u>改善活動部会（通称はカイゼン部会とする）</u></p>	<p>第34条（経営委員会）</p> <p>4.（活動部会）</p> <p>（1）<u>能力開発部会</u></p>

以上